

B 詳細情報 触・布達類年表(静岡県)

N o.	遊所名	年号	西暦	布達番 号	史料タイ トル	内容	出典	史料No	備考
1		明治5年9月	18710900		遊女飯盛売女并 女芸者之類取締 規則之儀不遠公 布可相成右二付 左之通		『三島市史 中 巻』		
2		明治5年11月20日	18711120			静岡県が安倍川町と従前飯盛女をおく駅を除き遊 女芸妓稼を禁止	『明治初期静 岡県史料』4巻 p.34		
3		明治6年2月	18730200	浜松県布 達第8号	娼妓并貸座敷渡 世之者心得	「自今芸妓飯売の名を廃し、娼妓と相称し可申 事」。その他徴毒防止・徴税関係の規定。「検査 日割」の項より浜松県下の許可地確認可。金谷・ 日坂・掛川・袋井・見附・浜松・荒井・白須賀。	静岡県史編纂 収集資料		
4		明治7年7月5日	18740705			芸娼妓については既に一般規則があるが、昨今私 娼の類が多く土族にまで貸座敷に紛らわしい所業 などをするものがあるので厳重に取り締まること (県権令 大小区長宛)。	『清水市史 資 料 近代』		
5		明治7年9月24日	18740924	(静岡県 権令大迫 貞清より 第六七六 区区长 宛)	(参考) 芸娼妓 稼之者元ヨリ貧 困親戚之救援ハ 是無之一身ヲ以 父兄之薬餌ニ資 給致候事...	遊女解放がなされたがこの頃娼妓が増加し、貸座 敷業も結局昔日の景状に類してきているので、旧 弊の再燃にならないようよく取り締まること、ほ か(明治7年『御布達留』所収)。(解放令)	静岡県史編纂 収集資料		
6		明治7年9月24日	18740924	静岡県	芸妓規則・娼 妓規則・貸座敷 規則制定	原文未確認	『静岡県警察 史 上巻』		
7		明治9年12月	18761200	静岡県	芸妓娼妓貸座 敷引手茶屋営業 概則制定	原文未確認	『静岡県警察 史 上巻』		

8	明治9年	18760000	静岡県甲第12号	私娼街賣罰則	原文未確認(『静岡市史余録』に言及あり)			
9	明治9年4月11日	18760411	浜松県第42号	売淫罰則	売淫の者に過料および苦役の規定を定めたもの	庄内町自治会所蔵「当県御布告」(『浜松市史 新編史料編一』所収)		
10	明治13年1月5日	18800105	静岡県布達甲第1号	三業規則	「貸座敷并引手茶屋娼妓営業規則」を廃して制定。「三業」とは貸座敷・引手茶屋・娼妓〔江戸吉原〕。士族及び15歳以下の者は娼妓営業禁止。娼妓は貸座敷営業許可町村であれば自宅からの出稼ぎ可〔就業形態〕。許可届けの提出先など統制は警察(警察による管理)。免許地を上・中・下等の三種に分けて賦金を課す〔別表「沿革」〕。月当たり、貸座敷は4・3・2円、引手茶屋は2・1.5・1円、娼妓は2.5・2・1.5円。	静岡県史編纂収集資料		
11	明治13年1月5日	18800105	静岡県布達甲第2号	〔改正〕芸妓営業規則	芸妓の営業場所は免許地内の貸座敷と引手茶屋内に限る〔料理屋・待合ではない〕。娼妓同様、自宅からの出稼ぎ可。税金は地方税取締規則による〔地方税〕。	静岡県史編纂収集資料		
12	明治13年8月20日	18800820	静岡県布達甲第114号	貸座敷引手茶屋娼妓営業免許地別紙之通更定候条 此旨布達候事	改訂後の免許地一覧掲載あり〔別表「沿革」〕。	静岡県史編纂収集資料		
13	明治14年12月27日	18811227	静岡県訓令甲第204号	芸妓取締規則	免許地一覧掲載あり。このとき旧駿府では安倍川町外での営業を許可(営業地名「安倍郡静岡」)。	静岡県史編纂収集資料		
14	明治15年2月	18820200	静岡県布達甲第26号	娼妓並二娼妓貸座敷引手茶屋取締規則	明治18年規則より存在を確認、原本未見			

15	明治15年2月	18820200	静岡県布達甲第27号	娼妓並二娼妓貸座敷引手茶屋賦金徴収規則	明治18年規則より存在を確認、原本未見			
16	明治18年 3月17日	18850317	静岡県令甲第25号	娼妓貸座敷引手茶屋取締規則	明治15年甲第26号布達および同甲27号布達を改定したもの。貸座敷・引手茶屋渡世は平民に限る。第11条に許可地一覧あり〔別表「沿革」〕。娼妓稼ぎは満15歳以上30歳までとする〔年齢制限あり、土族不許可条件抹消〕。	静岡県史編纂 収集資料		
17	明治23年10月	18901000	静岡県令第40号	芸妓営業取締規則	熱海、蓮台寺、修善寺では芸妓営業不可との旨特記。	『明治二十三年県令』保安課，静岡県総務局法務文書課所蔵資料		
18	明治23年10月29日	18901029	静岡県令第四十四号	改正 娼妓貸座敷引手茶屋取締規則	この四十四号は原本の目次にはあるが本文は抜けており、条項の確認不可〔県令集で本文確認済み〕。続く四十五号は「娼妓貸座敷引手茶屋賦金徴収規則左之通相定ム」という規則で免許地を三等に分類し、さらに各等中の組合内等級に応じて課する旨定める。「一等地の四等は小見世（俗に切見世）の娼妓に限る」などあり。	静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32、36年版／帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10、15年版		
19	明治23年10月29日	18901029		娼妓貸座敷引手茶屋賦金徴収規則	免許地を三等級にわけて賦金を徴収。一等免許地は安倍川町のみ〔各免許地の等級は別表「沿革」〕。さらに各免許地内で「組合内等級」として娼妓を四等級、貸座敷を三等級に定める。一ヶ月当たりの賦金額例として、一等地（安倍川町）の一等娼妓3円50銭、一等貸座敷7円、四等娼妓（＝小見世・切見世娼妓）2円、三等貸座敷3円。引手茶屋には組合内等級なく一律（一等地では3円）。組合内等級は「取締渡世」の者と協議して決定。	『明治二十三年県令』保安課，静岡県総務局法務文書課所蔵資料		
20	明治30年6月24日	18970624	静岡県令第三十六号	料理店・待合茶屋・芝居茶屋・遊船宿・貸席・芸妓屋・銘酒屋・飲食店営業二開入ル取締規則		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32、36年版／帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10、15年版		
21	明治31年4月29日	18980429	静岡県令第三十七号	娼妓貸座敷営業免許地		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32、36年版／帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10、15年版		

22	明治31年	18980000	静岡県令第五十八号	改正 娼妓貸座敷営業免許地		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		
23	明治34年3月22日	19010322	静岡県令第二十二号	改正 (月)貸座敷引手茶屋娼妓取締規則	明治23年改正「娼妓貸座敷引手茶屋取締規則」を改正したもの。	静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		
24	明治34年3月22日	19010322	静岡県訓令丙第一三四号	貸座敷引手茶屋娼妓取締規則取扱心得		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		
25	明治34年	19010000	静岡県令第三十七号	改正 (火)貸座敷引手茶屋娼妓取締規則		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		
26	明治39年	19060000	静岡県令第六十七号	改正 娼妓貸座敷営業免許地		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		
27	明治44年	19110000	静岡県令第三〇号	改正 貸座敷引手茶屋娼妓取締規則		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		
28	大正4年	19150000	静岡県令第四十一号	改正 娼妓貸座敷営業免許地		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		

29		5131	19180118	静岡県令第八号	芸妓営業取締規則		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		
30	大正7年		19180000	静岡県令第三十八号	改正 娼妓貸座敷営業免許地		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		
31	大正8年		19190000	静岡県令第五十七号	改正 娼妓貸座敷営業免許地		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		
32	大正12年		19230000	静岡県令第四十五号	改正 娼妓貸座敷営業免許地		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		
33	大正13年		19240000	静岡県令第四号	改正 娼妓貸座敷営業免許地		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		
34	大正13年		19240000	静岡県令第七十号	改正 娼妓貸座敷営業免許地		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		
35	大正14年		19250000	静岡県令第一二号	改正 貸座敷引手茶屋娼妓取締規則		静岡県編『現行静岡県令達類纂』明治32, 36年版/帝国地方行政学会編纂『現行静岡県令規全集』昭和10, 15年版		

36	昭和8年	19330000	静岡県令 第二八号	改正 貸座敷 引手茶屋娼妓取 締規則		静岡県編『現 行静岡県令達 類纂』明治32, 36年版 / 帝国 地方行政学会 編纂『現行静 岡県令規全 集』昭和10, 15年版		
37		15380 19460209		貸座敷引手茶 屋娼妓取締規則 等公娼関係の県 令・訓令等廃止		『静岡県警察 史上巻』		
38								
39	備考)別表「沿革」 ...「静岡県遊廓沿 革」							